

スマートシティの実現に向けたデータ利活用にかかる
大阪市 ICT 戦略室と株式会社日立製作所との連携協力に関する協定書

大阪市 ICT 戦略室（以下「甲」という。）及び株式会社日立製作所（以下「乙」という。）は、大阪市におけるデータ利活用分野の取組の推進に資する相互の連携及び協力に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が連携して、大阪市内外のデータ活用の促進及び EBPM（客観的証拠に基づく政策立案）の実現並びにそれらの円滑かつ継続的な実施に資する環境及び体制の構築を推進し、ひいてはデータを用いて社会課題を解決するスマートシティの実現に向けたデータ利活用のあり方を追究することを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 本協定による連携事項は次のとおりとする。ただし、連携事項を推進するために必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別途定めることとする。

- 1 スマートシティの実現に向けたデータ利活用のあり方についての調査研究に関すること
- 2 地方自治体におけるデータ活用の促進及び EBPM の取組に関すること
- 3 公的機関以外が保有するデータ（いわゆる民間データ）の調査及び収集に関すること
- 4 その他両者が必要と認める事項に関すること

（連絡調整）

第 3 条 前条各号に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために、甲及び乙に連絡調整窓口を設ける。

（協定期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、協定締結時から令和 2 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間満了の日の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がない限り、本協定は 1 年間更新されるものとし、以後も同様の取り扱いとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定の履行に関して相手方から知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。また、相手方から提供された情報は責任をもって適正に管理し、本協定の履行以外の目的でかかる情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除き相手方の事前の承諾なしに第三者に開示及び提供してはならない。

(協議)

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各々その1通を保管する。

令和元年9月30日

(甲) 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市 ICT 戦略室長 田畑 龍生 印

(乙) 大阪市北区中之島2丁目3番18号
株式会社日立製作所関西支社
支社長 長谷川 雅彦 印